

元金分割受取型定期預金「ふたつのひきだし」

(平成25年5月13日現在)

| | | | | | |
|----------------|---|------|---|------|--|
| 1. 商品名 (愛称) | 元金分割受取型定期預金 (ふたつのひきだし) | | | | |
| 2. ご利用いただける方 | 個人のお客さまに限ります。 | | | | |
| 3. お預け入れ金額 | 300万円以上(1万円単位) ※お預け入れ金額の50%は「分割支払部分」、残りの50%は「一括支払分」となります。 | | | | |
| 4. お預け入れ期間 | 5年のみ(自動継続のお取り扱いはできません。) | | | | |
| 5. お預け入れ利率 | 当初預入日から分割金受取日、または満期日までの期間について、以下の期間に対応する当行所定の利率で1ヵ月複利で計算します。 ①1ヵ月以上6ヵ月未満 ⑥2年6ヵ月以上3年未満 ②6ヵ月以上1年未満 ⑦3年以上4年未満 ③1年以上1年6ヵ月未満 ⑧4年以上5年未満 ④1年6ヵ月以上2年未満 ⑨5年 ⑤2年以上2年6ヵ月未満 金利については窓口でお問い合わせください。 ※満期日以後のお利息は、満期日から解約日の前日までの日数に対し、解約日における普通預金の利率で計算します。 | | | | |
| 6. お利息の計算方法 | 付利単位を1円とし1年を365日とする日割計算で、1ヵ月ごとの複利計算となります。 | | | | |
| 7. お支払い方法 | <table border="1"><tr><td>分割支払</td><td><ul style="list-style-type: none">・当初預入額の50%相当額を、分割支払の間隔に応じて均等に分割し、その金額とのお利息を自動的に分割金受取口座(普通預金)にご入金します。・分割支払の間隔は、毎月または2ヵ月毎のいずれかをお選びいただきます。・分割受取金額の元金は、分割支払の間隔に応じて、以下のように計算します。 毎月受取の場合 : 当初預入金額×50%÷60回(円未満切捨て) 2ヵ月毎受取の場合: 当初預入金額×50%÷30回(円未満切捨て) ※端数は、最終回で調整します。・分割支払のお支払日は、お預け入れ日の応当日となります。(応当日がない場合は月末日に、応当日が銀行休業日の場合は休業日付けで翌営業日にお支払いいたします。)</td></tr><tr><td>一括支払</td><td><ul style="list-style-type: none">・分割支払以外の残りの50%相当額は、満期日にそのお利息とともに一括支払いいたします。(払い戻しのお手続きが必要です。)</td></tr></table> | 分割支払 | <ul style="list-style-type: none">・当初預入額の50%相当額を、分割支払の間隔に応じて均等に分割し、その金額とのお利息を自動的に分割金受取口座(普通預金)にご入金します。・分割支払の間隔は、毎月または2ヵ月毎のいずれかをお選びいただきます。・分割受取金額の元金は、分割支払の間隔に応じて、以下のように計算します。 毎月受取の場合 : 当初預入金額×50%÷60回(円未満切捨て) 2ヵ月毎受取の場合: 当初預入金額×50%÷30回(円未満切捨て) ※端数は、最終回で調整します。・分割支払のお支払日は、お預け入れ日の応当日となります。(応当日がない場合は月末日に、応当日が銀行休業日の場合は休業日付けで翌営業日にお支払いいたします。) | 一括支払 | <ul style="list-style-type: none">・分割支払以外の残りの50%相当額は、満期日にそのお利息とともに一括支払いいたします。(払い戻しのお手続きが必要です。) |
| 分割支払 | <ul style="list-style-type: none">・当初預入額の50%相当額を、分割支払の間隔に応じて均等に分割し、その金額とのお利息を自動的に分割金受取口座(普通預金)にご入金します。・分割支払の間隔は、毎月または2ヵ月毎のいずれかをお選びいただきます。・分割受取金額の元金は、分割支払の間隔に応じて、以下のように計算します。 毎月受取の場合 : 当初預入金額×50%÷60回(円未満切捨て) 2ヵ月毎受取の場合: 当初預入金額×50%÷30回(円未満切捨て) ※端数は、最終回で調整します。・分割支払のお支払日は、お預け入れ日の応当日となります。(応当日がない場合は月末日に、応当日が銀行休業日の場合は休業日付けで翌営業日にお支払いいたします。) | | | | |
| 一括支払 | <ul style="list-style-type: none">・分割支払以外の残りの50%相当額は、満期日にそのお利息とともに一括支払いいたします。(払い戻しのお手続きが必要です。) | | | | |

次の頁に続きます。

| | |
|-----------------------|---|
| 8. お利息にかかる税金 | <p>お利息には、源泉分離課税で20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優ご利用の場合を除きます。）</p> <p>※復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。</p> |
| 9. 中途解約時のお取り扱い | <p>全額解約の場合のみお取り扱い可能です。なお、お預け入れ日より1ヵ月経過前に中途解約する場合は、解約日における普通預金利率によりお利息を計算します。</p> |
| 10. 一部支払 | <p>分割支払に充てられる以外の一部支払はできません。</p> |
| 11. その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・預金保険の対象です。 ・マル優もご利用いただけます。 ・総合口座のお通帳ではお取り扱いできません。 ・お預け入れの際は、専用の定期預金通帳をお作りいただきます。 ・お預け入れは窓口でのお取り扱いに限ります。（ATMやアルファダイレクトバンキングではお取り扱いできません。） |
| 12. 当行が契約している指定紛争解決機関 | <p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p> |